

**茨木市訪問型サービスA指定事業者募集説明会及び  
介護保険制度の平成30年10月改正説明会  
(平成30年9月27日(木)開催分)  
質疑応答について**

(管理者について)

- Q 訪問型サービスAの管理者は常勤でなくてよいとのことですが、それだと、事務所に問い合わせがあった時に対応できないと思いますが。
- A 24時間である必要はありませんが、連絡は取れる体制にしてください。訪問型サービスAの管理者をしていない時間は、同法人内の他の業務に就いていて、訪問型サービスAについて問い合わせがあった際には、その対応をするという兼務が可能となるという点で、要件緩和になると考えています。

(訪問事業責任者の人数について)

- Q 障害のガイドヘルプ等のサービスも行っている事業所で、訪問型サービスAの責任者を兼務する場合、責任者の必要人数はどうなりますか。
- A 従前相当の訪問介護相当サービス等の兼務と同じように、障害のサービス利用者と訪問型サービスAの利用者等を合わせた利用者が40人ごとに1人以上の責任者が必要です。利用者60人ごとに責任者1人となる要件緩和は、訪問型サービスAだけを行う責任者を配置する場合だけです。

(訪問型サービスAのサービス費算定について)

- Q 1回45分程度となっておりますが、家が狭くて30分で掃除が完了してしまった場合等、サービス提供時間が45分に満たない場合は、1回と算定できないのですか。
- A 一般的な提供時間として45～60分を目安にサービスを提供して頂くことを想定していますが、実際の提供時間が45分を下回ってもかまいません。先ほどの例の場合は、1回分算定できます。

※説明会での回答に一部補足を加えています。